

5.3 騒音・振動

5.3 騒音・振動

5.3.1 工事の施行中

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-1に示すとおりとする。

表 5.3-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働状況（種類、台数、使用状況） 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の台数及び断面交通量（時間帯別、車種別、方向別）
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の敷地境界（北東側においては、緩衝緑地内）に仮囲い（高さ3 m）を設置する。 ・既存施設の工場棟解体時には全覆い仮設テント等を設置し、建物全体と建設機械を覆う。 ・工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。 ・建設機械は点検及び整備を行い、良好な状態で使用し、騒音・振動の発生を極力少なくするよう努める。 ・建設機械類の配置については1か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。 ・作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間作業及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。 ・計画地周辺の住宅、学校、保育所、福祉施設等への影響を配慮し、適切な防音対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。 ・作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。特に、工事用車両の搬出入については、特定の時間に集中しないよう計画する。また、早朝、夜間作業及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。 ・資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、車両の走行ルートへの限定、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

調査方法は、表 5.3-2(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.3-2(1) 調査方法

調査事項		建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動
調査時点		建設工事の主な工種について、騒音・振動が最大となる時点とする。 【建設機械の稼働に伴う騒音】 ・解体・土工事（煙突解体、掘削）（工事開始 39 か月目） ・く体・プラント工事（建方、据付、盛土）（工事開始 65 か月目） 【建設機械の稼働に伴う振動】 ・解体・土工事（煙突解体、掘削）（工事開始 30 か月目） ・く体・プラント工事（建方、据付、盛土）（工事開始 65 か月目）	工事用車両の走行台数が最も多くなる時点（工事開始 33～36 か月目）とする。
調査期間	予測した事項	代表的な 1 日（作業時間の前後 1 時間を含む 7 時から 19 時まで）とする。 <small>注 1)</small>	【工事用車両の走行に伴う騒音】 代表的な 1 日（6 時から 22 時まで）とする。 <small>注 2)</small> 【工事用車両の走行に伴う振動】 代表的な 1 日（作業時間の前後 1 時間を含む 7 時から 19 時まで）とする。 <small>注 1)</small>
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 『予測した事項』と同一とする。	【工事用車両の台数及び断面交通量】 『予測した事項』と同一とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の施行中の随時とする。	

注 1) 現場の状況に応じて、上記以外の時間帯で建設機械の稼働や工事用車両の出入がある場合には調査を行う。

注 2) 騒音に係る環境基準の昼間（6時から22時）の時間区分。

表 5.3-2(2) 調査方法

調査事項		建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動
調査地点	予測した事項	図 5.3-1 に示す敷地境界 4 地点とし、簡易測定により、工種別・地点別に騒音・振動が最大となる地点を設定する。 なお、南西側敷地境界における騒音測定点の高さは、地上 1.2m とする。	図 5.3-2 に示す 4 地点とする。
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 計画地内とする。	【工事用車両の台数及び断面交通量】 「5.1 大気汚染」の工事用車両の走行に伴う大気質の状況（p.39 図 5.1-3）と同一とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内及びその周辺とする。	
調査方法	予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> 建設作業騒音レベルの測定は、「指定建設作業に適用する勧告基準」（平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号）に定める測定方法とする。 建設作業振動レベルの測定は、「指定建設作業に適用する勧告基準」（平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号）に定める測定方法とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音レベルの測定は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に定める測定方法とする。 道路交通振動レベルの測定は、「日常生活等に適用する規制基準について」（平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号）に定める測定方法とする。
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。	【工事用車両の台数】 施工事業者からの関連資料の整理による方法とする。 【断面交通量】 目視等による計数の連続調査とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。	

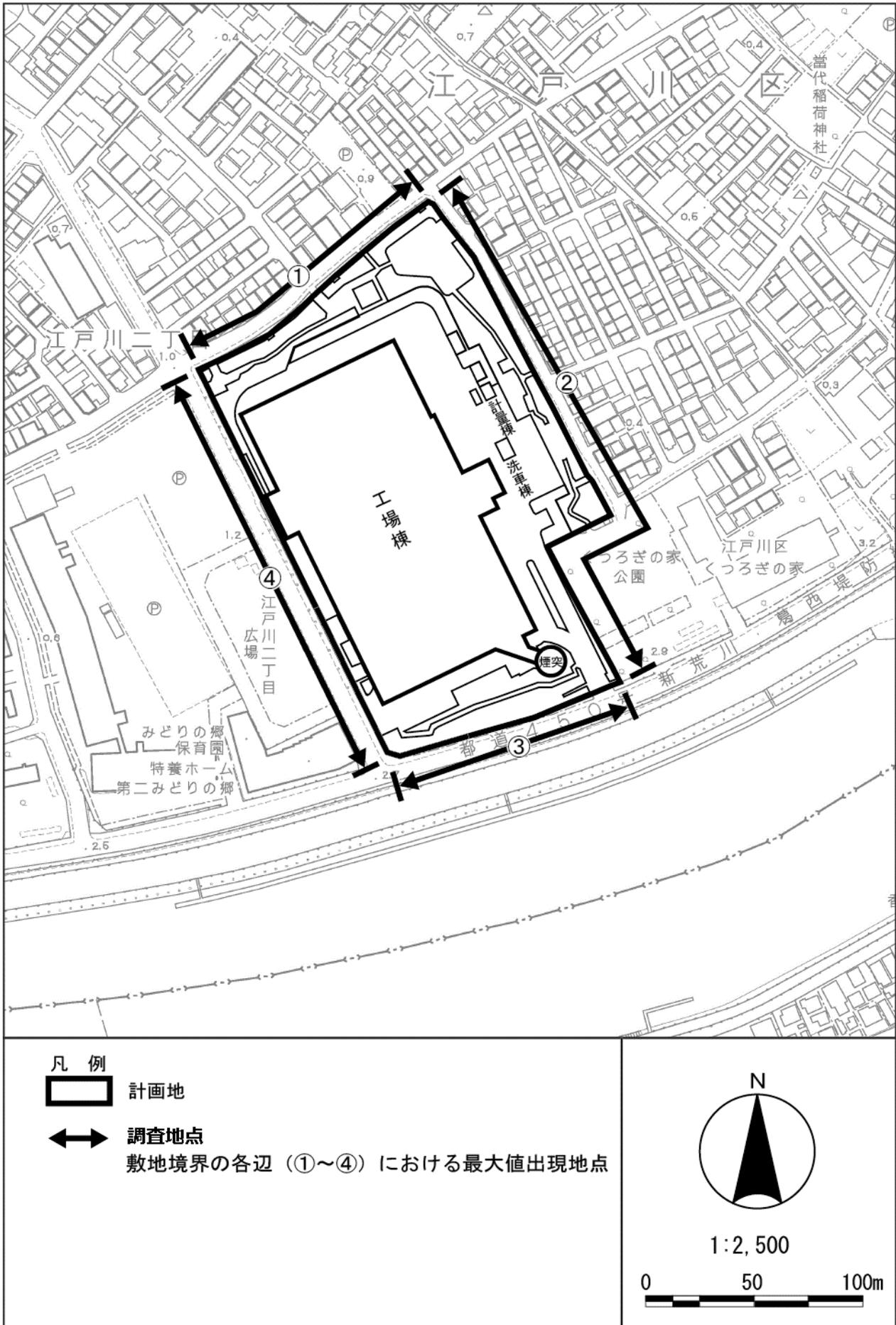


図5.3-1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベル調査地点

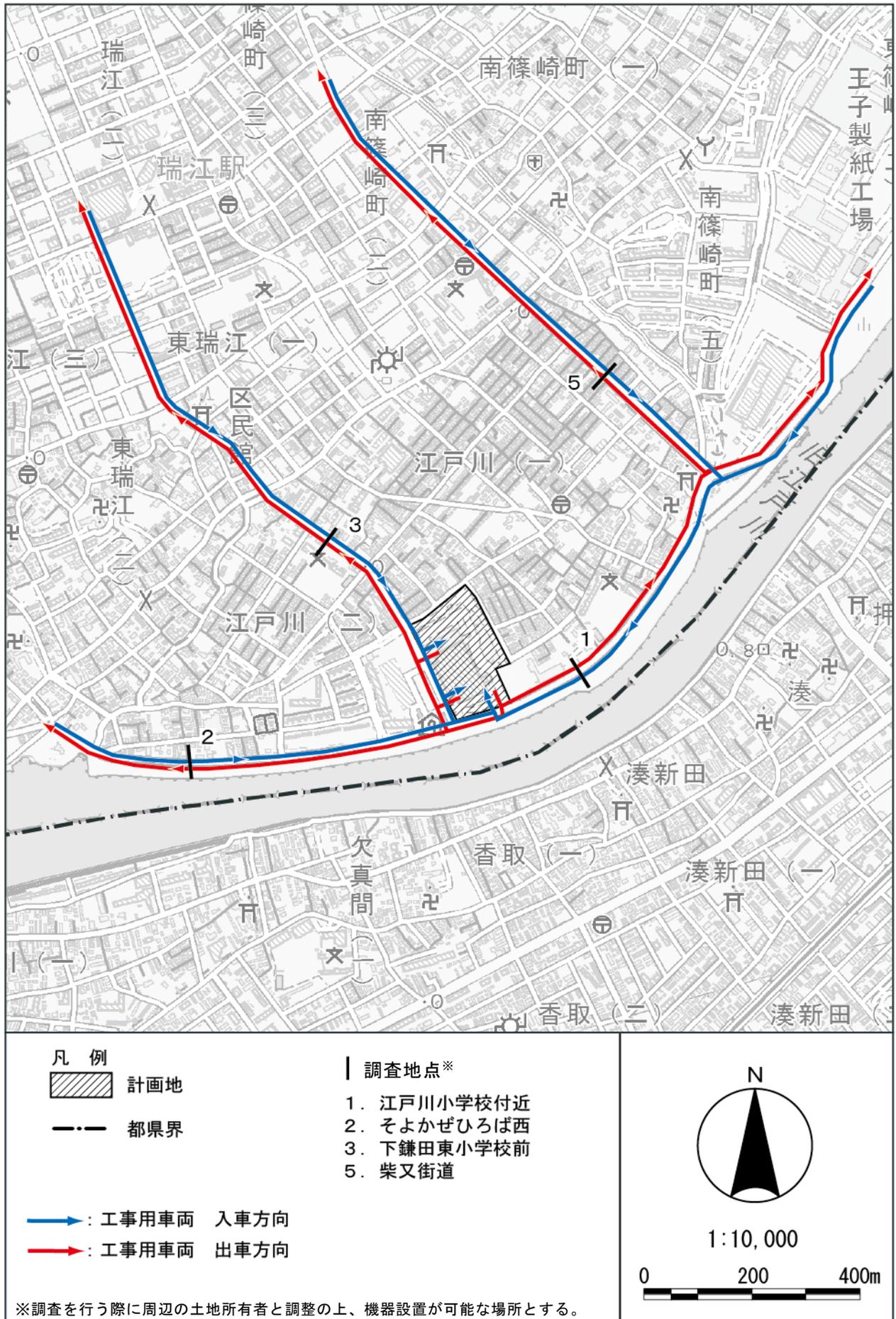


図5.3-2 工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベル調査地点

5.3.2 工事の完了後

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-3に示すとおりとする。

表 5.3-3 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況（稼働時間、使用状況等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等の台数及び断面交通量（時間帯別、車種別、方向別）
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。 ・騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。 ・振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守する。 ・ごみ収集車両等の走行については、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起を徹底する。 ・ごみ収集車両等の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.3 騒音・振動

(3) 調査方法

調査方法は、表 5.3-4(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.3-4(1) 調査方法

調査事項		施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	代表的な1日(24時間)及び施設停止時の1日(24時間)とする。	【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】 代表的な1日(6時から22時まで)とする。 ^{注)} 【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】 代表的な1日(8時から17時まで)とする。
	予測条件の状況	【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】 『予測した事項』と同一とする。	【ごみ収集車両等の台数及び断面交通量】 『予測した事項』と同一とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。	
調査地点	予測した事項	図5.3-3に示す敷地境界4地点とし、簡易測定により、地点別に騒音・振動が最大となる地点を設定する。	図5.3-4に示す5地点とする。
	予測条件の状況	【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】 計画地内とする。	【ごみ収集車両等の台数及び断面交通量】 「5.1 大気汚染」のごみ収集車両等の走行に伴う大気質の状況(p.47 図5.1-6)と同一とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内及びその周辺とする。	

注) 騒音に係る環境基準の昼間(6時から22時)の時間区分。

表 5.3-4(2) 調査方法

調査事項		施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動
調査方法	予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場騒音レベルの測定は、「工場及び指定作業場に適用する規制基準」（平成12年12月22日東京都条例第215号）に定める測定方法とする。 ・清掃工場振動レベルの測定は、「工場及び指定作業場に適用する規制基準」（平成12年12月22日東京都条例第215号）に定める測定方法とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音レベルの測定は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に定める測定方法とする。 ・道路交通振動レベルの測定は、「日常生活等に適用する規制基準について」（平成12年12月22日東京都条例第215号）に定める測定方法とする。
	予測条件の状況	<p>【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】</p> <p>現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。</p>	<p>【ごみ収集車両等の台数】</p> <p>関連資料の整理による方法とする。</p> <p>【断面交通量】</p> <p>目視等による計数の連続調査とする。</p>
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。	

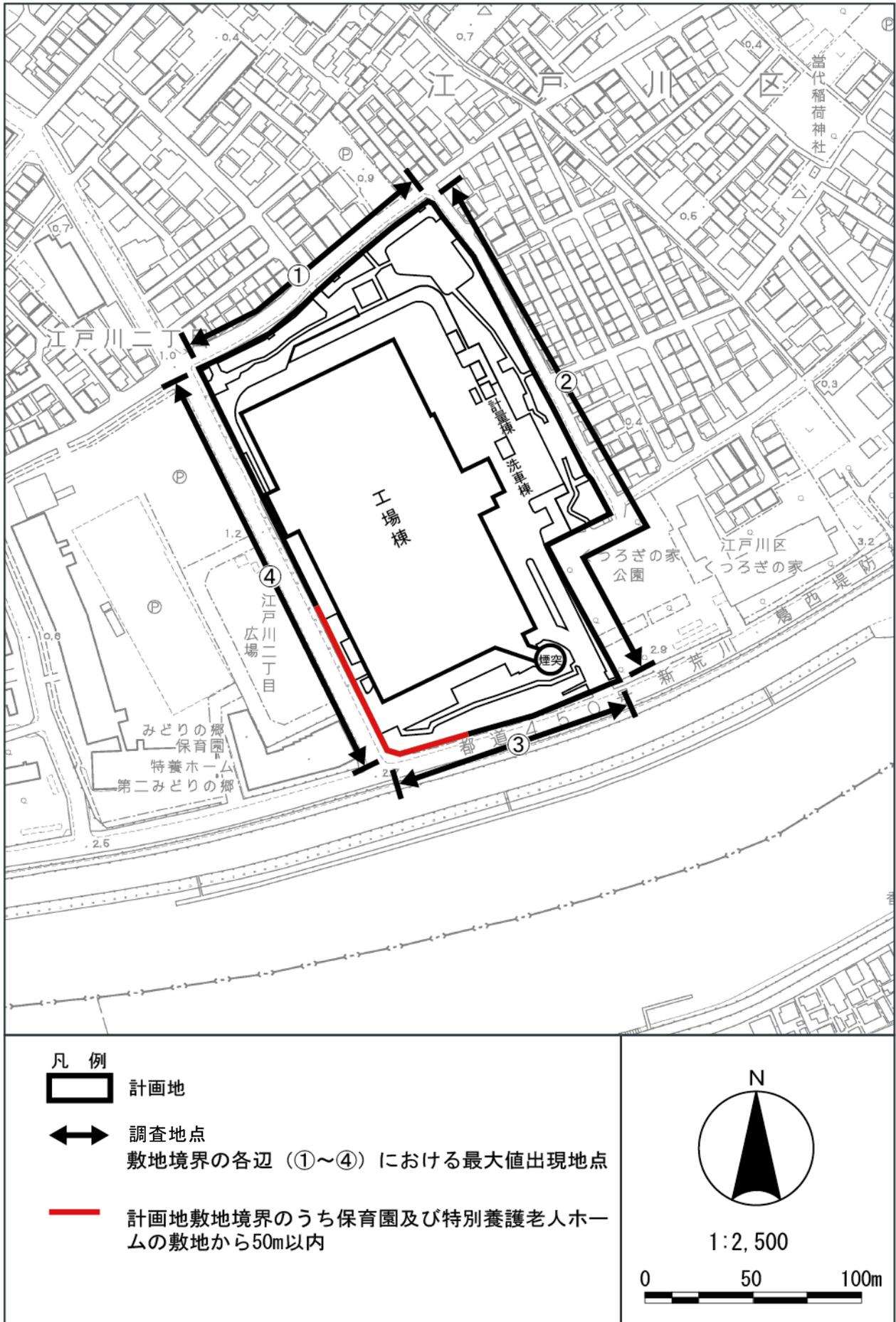


図5.3-3 施設の稼働に伴う騒音・振動レベル調査地点

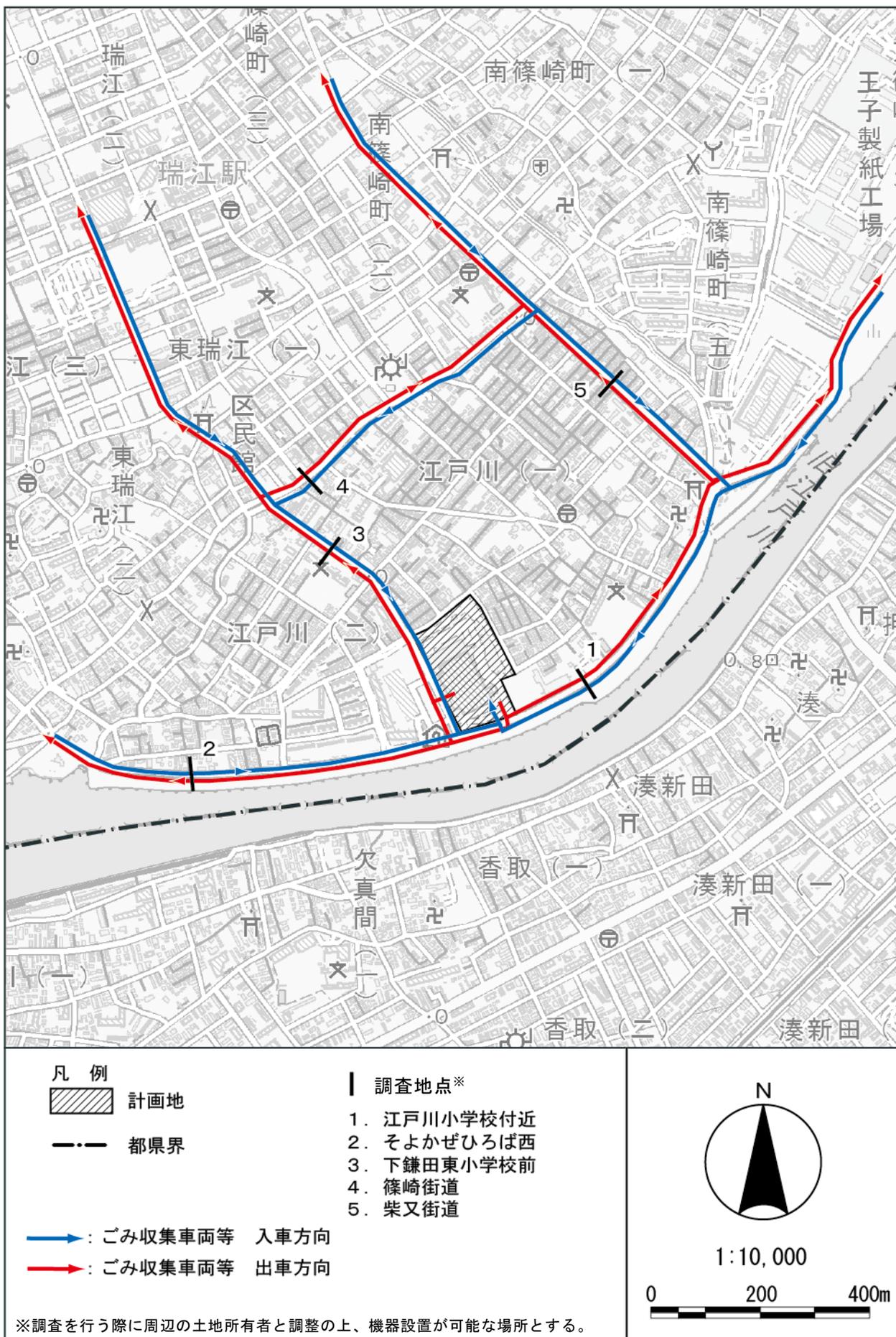


図5.3-4 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動レベル調査地点